令和６年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1

府 省 庁 名　外務省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（地方消費税）
要望 項目名	外交団免税購入手続きのデジタル化
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 駐日外国大使館又は大使等の外交官（外交団）の免税購入に係る手続き及び免税指定店舗における販売記録の保存のデジタル化（地方消費税）。 ・特例措置の内容 現在、書類でのみ可能となっている外交団の免税購入手続き及び免税指定店舗（免税店）における販売記録保存をデジタル方式に依っても可能ならしめるもの。
関係条文	・租税特別措置法第 86 条 ・租税特別措置法施行令第 45 条の四
減収 見込額	［初年度］　－　（　－　）　［平年度］　－　（　－　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 現在、書類でのみ可能となっている外交団の免税購入手続き及び免税指定店舗における販売記録保存をデジタル方式に依っても可能とすることにより、事務効率化を図ること。 （２）施策の必要性 外交団が免税指定店舗にて物品・サービスを購入する場合、現状では、店舗側に免税カード及び身分証明票を提示の上、「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記入し店舗側に提出する必要がある。 外交団側が紙ベースの「外国公館等用免税購入表」に必要事項を記入し、店舗側がそれを一定期間保管する現行のシステムは、双方の事務的負担が大きく、一部外交団からは改善を求める声が上がっていた。 外交団、店舗側の負担軽減の必要性及び政府の行政手続きのデジタル化方針を踏まえ、免税購入手続きと販売記録保存を書類のみではなくデジタル形式でも可能とすることが必要である。そのために、これらの手続きを書類で行うことを定めている現行の関連法令の改正が必要となっている。
本要望に 対応する 縮減案	なし。

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ　施策Ⅴ-2「外交情報通信基盤の整備・拡充」
	政策の達成目標	外交団の免税購入手続き及び免税指定店舗における販売記録保存のデジタル化を措置すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年現在、約3,400枚発行している免税カードの所有者（駐日外国大使館又は大使等の外交官）が免税指定店舗における免税購入のための専用アプリを順次導入する見込み。 また、令和5年8月現在、約19，000ある免税指定店舗のうち、デジタルによる購入・保存を希望する店舗が順次専用アプリを導入するものと見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、外交団及び免税指定店舗の利便性向上等に資するものと見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（消費税）ついて、財務省に対し同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	外交団用・免税指定店舗用の専用アプリと外交団情報・店舗情報を管理するシステムを開発（令和6年度概算要求額：53,240千円）。また、既存の外交団情報のシステム保守運用管理費及びオープン環境への移設業務・保守業務経費（令和6年度概算要求額：60,575千円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	外交団の免税購入手続きのデジタル化のためには、専用アプリ及び管理システムの開発とともに、現在クローズドサーバー上にある当省保有の外交官等の免税情報をオープン環境に移設し、連携させる必要がある。
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、外交団及び免税指定店舗の利便性向上等に資するものであるため、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	－
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	－
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	－
前回要望時の達成目標	－
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯	－